国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

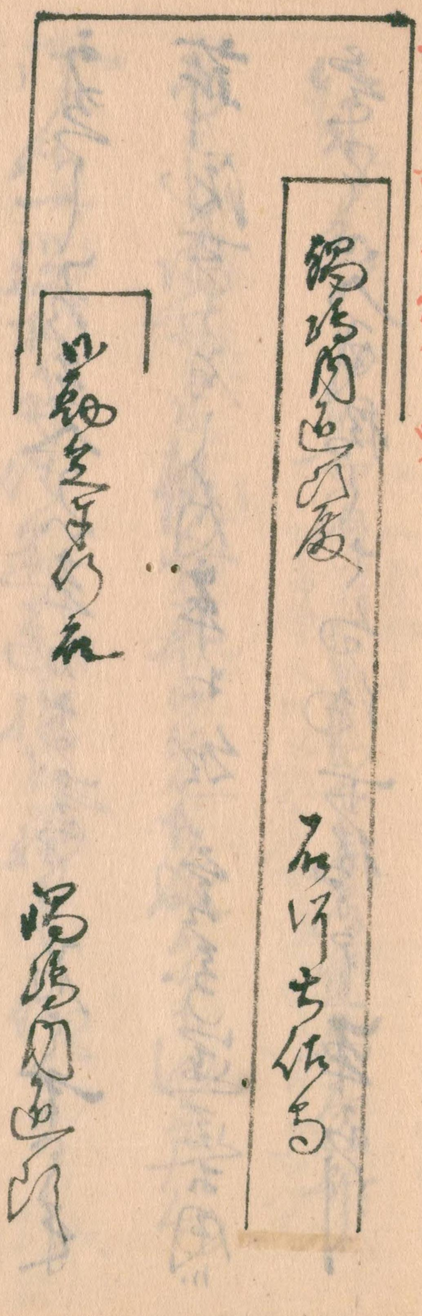

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

享保十九年九月

下水ヶ敵度
一南割下水石橋損償

右本年所ニ所用ニ無之
車力 [illegible]
日本橋所用市右無之
石屋 [illegible]

右ニ表宮九月十九日御見ニ表ニ石橋枝ニ[illegible]
松平九郎右衛門度屋敷ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

以書付中上ニ

一 本所町々車門ニ後不相成旨湯觸ニ御後ニ
及ニ之ニ於延寶正徳之頃右ニ御後ニ及ニ
町々往還車門ニ後湯殿中ニ下後も有之ニ於何
此分ニ於海ニ而門事ニ於本所ニ而ニ御後ニ之ニ後ニ車
門ニ義ニ不相成ニ御後ニ於遠觸ニ不及之ニ於是

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

車為門不申ハ心得ニ而先年ニ一切為門ニ
申ハ場見右清鑑ニ御坂ニ為ニ以後ニ難相
分右ニ下ニ至ニ河ニ至ニ書面ニ焼失仕又ニ水
府間ニ結旧記ニ無ニ雖ニ旨前書清等ニ清鑑
ニ御坂并車門ニ候ニ無ニ渡ニ相分ニ申ニ
右清等ニ付無ニ候申ニ下ニ以上

己
九月

本所緑町
名主

長三清

前日記

町車引之

本所四川物揚場より右河岸町屋前并南之
方三ヶ間橋通り町屋お車為牽いらも町手荒支
[illegible]代無限及此問合ハ居住紀事之内ニ[illegible]有

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

[illegible]

土周

大久保濃波守

[illegible]

以書付中上下

本所竪川物揚場ゟ右河岸町屋前[illegible]

三ヶ月橋通町屋前車為[illegible]町方[illegible]

[illegible]

[illegible]

町[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

湯石並場脇両揚場土之所ハ大場所合
三ツ目橋通所至前車輦ハ後湯用之儀之
内往ハ將左所之高ハ差事ハ義無ハ往ハ左置所
通之通之湯ハ用橋之分前之合車之輦ハ無ハ義
後ハ中ハ脇之乗脇中之所以上
大ハ保三辰年五月
大ハ保所
久ハ之　[illegible]

[illegible]所
久ハ之　[illegible]
[illegible]所
久ハ之　[illegible]
[illegible]所
久ハ之　[illegible]

橋湯役所

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

之間一所毎ニ車不持ニ而ハ遠遠ニ御
成家方ニ積送ル所ニ而ハ荷物軍送ル仕来ニ得ル
御入用ニ而ハ後ニ而ハ一切車為ニ牽ル
中ニ右ニ等ニ付ル時中ニ以上
辰六月
本所深川
[illegible]
[illegible]

本所竪川無物揚場合右河岸所至前ニ南
ニ方ニ以間橋通ル所至前車為ニ牽ル者ニ所方
差支無ニ代右ニ等ニ付私ニ能所ニ以調ル前
本所間車ニ牽ル後不相成ニ中ニ而ハ鐘ニ付候
見出ニ而ハ得ル前ニ合車ニ牽ル者不宜事
ニ付自然ニ中ニ御平生軍送ル者ニ車ニ用

不中或承旨过審所之義車引通以得之
其者若毎以場所も不之趣享和元酉年
湯之用之儀本所申或承旨所旨造出
普請不之以来久能無之招社繕中致旨
之仰候不之以年之先場来之道繕中も可引通
大家之儀之車不用不中義之もて不之代名義

御用之儀之所使以御家文無之旨中に
其御用揚之合之古来本方車為三年不
中に所臨以年之付中上以上
但車不持之者所謂
本所御本所
辰六月

一 延寶八申年中車引之義一切不相敬者
御後其後車引之義出候有之事

一 尚時大八車而持之者有之往還并出入用
橋自分橋木為引之事
但文化六巳年車引之儀付調之義本
所之分橋上之儀之車為引之義 廿三

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

一 延寶八申年中車引以後一切不相成者共
給後其後車引以後清免其之以代
之事

一 當時大八車不持之者其之往還并出入用
橋自分橋木為引以代之事
右出等之付相調以如私支配所之之後其

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75
ガラス使用

元祿辰年中ゟ追之所屋之相成右以前
之後之而車引以義不相成旨得觸ニ仕候
其後得無之相成ニ候其書留取燒失ニ而
相分之中ゟ文化六巳年九月中ゟ調之節
此若中之所通其後同格之而當時車不相之
者其之所得其右ニ仰候ニ相無所ニ而無之
往還車引其所ニ而若留ニ候ニ世之得之用
橋之分其前之所一切車為引不中ニ在之配之
内自分橋無此雖ニ
右此等之付無限中之所以上
辰六月
本所深川
久之
長之清

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

[illegible]

[illegible]書付中之下

一 本所門車引以義之付以尋之以雖當者之中之下

一 百三拾年以前延寶八車年十二月中本所門車

御法度之義上御城以文御文若之下御城之御扣以雖

是者本所之水五之御砌而之極引剋破損

無為以法度上御出以義之里中御上之而如無之節之

[illegible]

書留無之雑之留帳何れも一義有之候
一
雑之留帳出来之節ハ中雑之書留も
無之雑之留帳又ハ書留ハいつ比から
始り候哉
一
組頭ハ如何之用ニ車数ハ人馬雑之留帳
ニ記置候哉
一
車数ハ如何之義ニ候哉
一
車数ハ人馬雑之留帳ニ記置候ニ付
車数ハ人馬雑之留帳ニ記置

文化六巳年
九月

本所表町
名主　西藤長三郎

右之通文化六巳年九月中書之以前延寶
八申年中車引以後一切不相聞有此證文
以後下下宮本之趣中立下之付其所種之本
尋以前先何方江住也也以後本知無中

一　酉時大八車而持之者往還并法人用橋自分
橋来為門以後事
右此尋之付相調以如文化六巳年中法之
調之所中　上下再之法雖下有法思当前續
小右所右村町同所代地町柳鴨町同所
裏町同所横門町同所地町柳鴨町續

小石木伐地所右七ヶ所之儀ニ御橋上往
還自今橋先年分車為川不申候所先右
御觸ニ御殿ニ而九ヶ年来相立候義ニ而
書留ニ無之分水府関仕候間相知不申候洋先
往ニ分　清奉場内ニ而車為川不申内中
御ヶ候

右御尋ニ付所候中ニ下候上

小石木表所
名主西部左衛門
[illegible]
[illegible]

下札
○

本文車御法度御文書之上御物本不申候ニ付
重ニ而分ニ御殿ニ而義又ニ而不ニ水御座ニ而分ニ御殿ニ候ニ候
御代官ニ而分ニ御殿ニ候ニ候ニ御代ニ御也ニ御座ニ候ニ中義ニ而分ニ而申候
私ニ御命ニ候ニ正徳三巳年分御所ニ而分ニ死ニ候ニ付而
御座ニ候ニ御殿ニ而無御往候

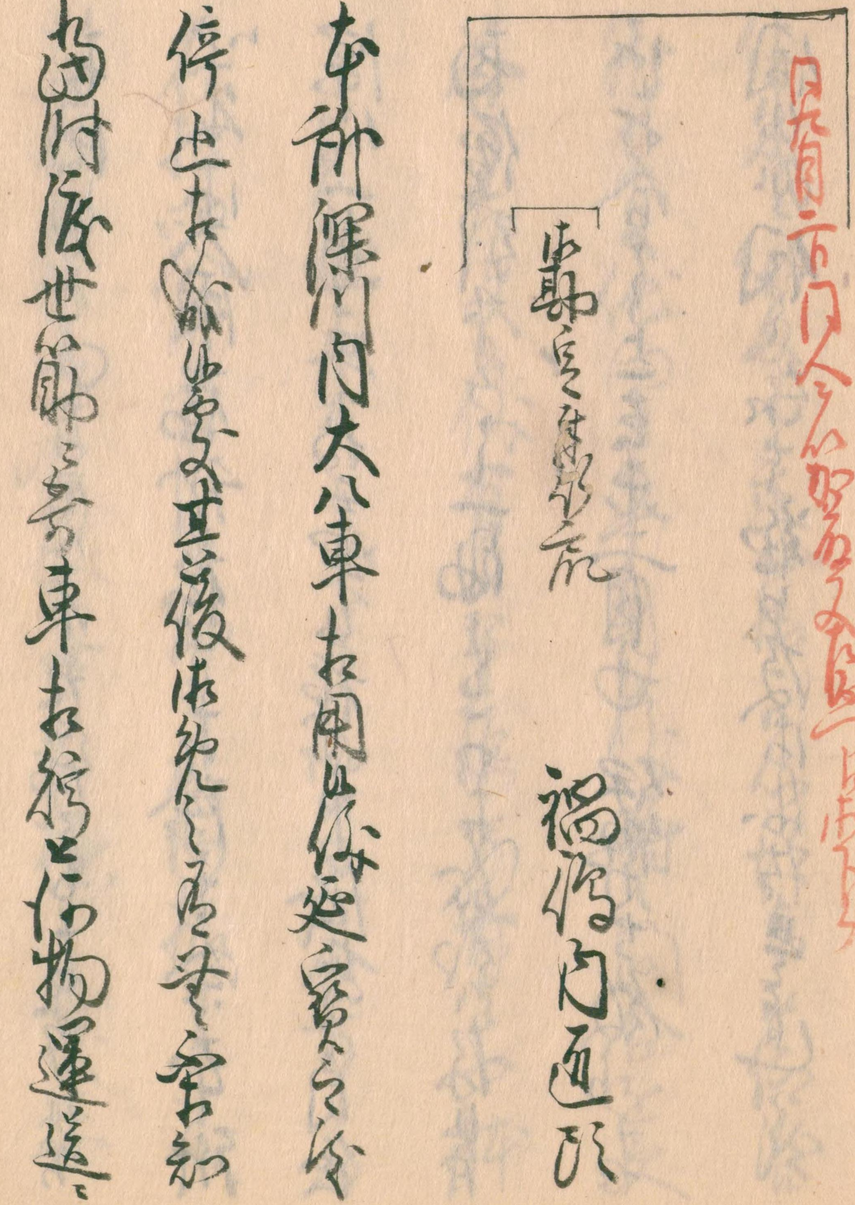

[illegible]

申八月ホカヽ持留ニ而[illegible]

[illegible]

[illegible]

福島内匠殿

本所深川内大八車ニ用ル候延寶ニ[illegible]

停止ニ[illegible]其後[illegible]

[illegible]世節ニ[illegible]車ニ[illegible]物運送

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

申十月

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75　　ガラス使用

若有旅を曲車場
ことの也
正徳元年 月日 奉行

新大橋同所
定
此橋乃上にあるべき者相に
加手ゝに往来し車立
やすき雇ふ為のゝに商人
相とゝにおとゝまり乗ゝ
車ゝ軽一切引渡る為ゝ

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

若者皆族を曲事為
へきことの也
正徳元年五月
奉行

永代橋同行

定

此橋の上小往還の事
豊敷とも立やすく為
このゝ人勿論　商人を和
何者によらん一切不可
長重火事に若法を

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

世に滞て通ゝ熱而車不て
通ゝ右ゝ通ゝ是ゝ不可なし
若遠ゝ月ゝ旅於有ゝハ
不為曲事者也

元祿十一年七月日

奉行

大川橋同行

此橋の上は相ゐ居ゝ
かきゝ往ハ往来軍立や
きゝふへらハ商人ゆとゝ
ホ[illegible]事[illegible]居[illegible]ゝ車
ゝ[illegible]一切引渡るへ[illegible]

若お肖族にて曲るものなるべき
もの也

安永三年十月　奉行

當御橋車并大筒小お通り後有之御尋ニ
御座候処大筒長外車并大道向小御橋之ハ
お撤りに招子見え清に得たる早速當其所
為撥に通行為段ゟに

右御尋ニ付是迄仕来之段ゟ之ハ以上

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

一深川越中島間練橋ヨリ通行従還ノ
橋ヲ大筒車実ニ幅ノ
市街ニ於テ右往還ヲ
町橋ヲ以テ市街ニ
不ラ為ニ門前ヲ塞ク大筒ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一車　六輌　大筒　[illegible]

同月廿一日[illegible]

一車　三輌　大筒　[illegible]

右之外[illegible]

[illegible]橋之上大筒車[illegible]

[illegible]右[illegible]橋之上大筒[illegible]

[illegible]

[illegible]

右[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文久元酉年十一月十二日

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

東
御撰の様

国新大鳴町
[illegible]治兵衛
名之助之悪

南本之世五ヶ月ホ六月ホ二ヶ月五ヶ日
ワ七月十二ヶ五日

水戸殿
御城附

井戸對馬守

南月十六日ニ十八日迄月廣水戸殿
鉄砲大筒本稽古車大河橋上通ニ当

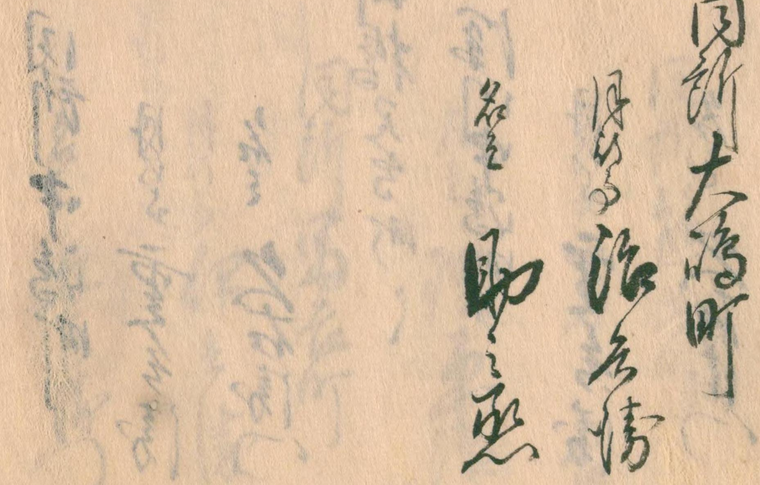

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75

ガラス使用

法華ニ申上ル以上

丑六月十六日

大川橋定書人
西部右衛門

右衛門
名主　[illegible]

右之通法華ニ申上ル時ハ橋書人ハ御下知之義ニ
法華行所ニ伺之上ニ及ハ法旨ニ候　給渡ル

一　同上七日夕八ツ半時ハ大筒鉄炮十三ツ挺ニ
十六日夕ニ同勢ニ而鉄炮車引乗リ御橋之
長行屋ハ本車引渡ル義不相成旨橋書
人ハ今日行ハ知非者ハ居ル此ニ居柄ニ十
六日ニ到候ニ而今日到屋ニ向ル
之通ニ居候ニ而何レニ御居ル事ニ何レニ

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

文成年雖年年存に右船来出等之事
此段年中之小説之
嘉永六丑年六月十八日
大川橋定番人
五郎右衛門
右橋ヲ受ケ
浅草西仲所
名主 吉右衛門
同所山之番所
〃 三郎右衛門

右書面若之以同日名ハ時ヲ之事民相来
大岡車数拾壱貳枚雖引無ク出橋之引
復ハ付相留メ以愛前毎日同拾之筆之事
引無ク以日雪ニ復も如何出ク無ク様に中之筆
以処同市方猶書面を以中之右拾出ハ法之
付ハ之無ク

飛脚書付之事

一 大門橋定書人数幷御右筆之
節様子御触飛脚大筒車数
十七日夜六ツ半時ニ御橋江
着之事

一 大筒車ニ而橋江着之節
ハ大筒之儀ニ付水戸
御屋敷江御届ニ及ハす
十七日夕六ツ半時ニ大筒車

過ぎて三日ニ留ニ車数三挺ニ而海ニ橋
之ニ御司ニ置ニ有ニ御ニ付ニ雲ニ御橋
上ニ置リ下ニ置リ其段ニ如ニ橋ニ而ニ不更
吏ニ場不出来ニ而別条無ニ御座ニ候ニ
此段本事ニ之ニ以上

嘉永六丑年六月廿六日

大川橋定番人
五郎右衛門
右橋ニ置リ
浅草西仲町
名主 吉田衛門
同所山ニ当町
〃 三郎右衛門

本所
御掛り様

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

[illegible]八月[illegible]

[illegible]

一 大砲[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

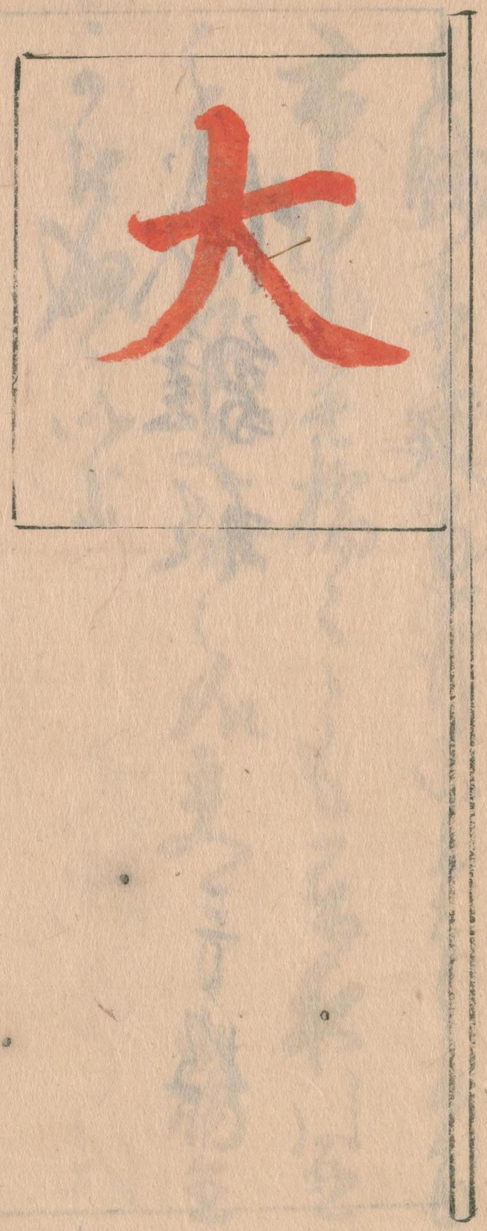
大

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75

ガラス使用

806
75

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75

ガラス使用

806
75

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用